

**自然災害伝承碑に係る調査業務
実施の手引き
第6版**

**令和 6 年 3 月
国土地理院**

目次

はじめに	3
第1章 自然災害伝承碑の意義	4
第2章 自然災害伝承碑に係る調査	6
2-1. 対象となる自然災害伝承碑	6
2-2. 自然災害伝承碑に係る調査	11
2-3. 申請調書の記入	13
2-4. 自然災害伝承碑の写真撮影について	18
第3章 自然災害伝承碑情報掲載に係る国土地理院への申請手続き	21
3-1. 自然災害伝承碑の掲載までの手続き	21
第4章 自然災害伝承碑情報の活用	25
4-1. 都道府県・市区町村における主な活用例	25
4-2. 適切な自然災害伝承碑情報の活用を支援するコンテンツ	29

はじめに

自然災害伝承碑とは、過去に起きた自然災害の規模や被害の状況を伝える石碑やモニュメントで、災害の教訓を後世の私たちに伝えたいという先人の思いが込められています。

国土地理院は、測量・地図分野からの貢献として、これら自然災害伝承碑の情報を地形図等に掲載し、過去の自然災害の教訓を地域の方々に分かりやすく伝えることで、教訓を踏まえた的確な防災行動につなげ、自然災害による被害を軽減することを目指し、ウェブ地図「地理院地図」上で令和元年6月から公開、2万5千分1地形図上に令和元年9月刊行分から掲載を開始しました。

地理院地図等で自然災害伝承碑の情報を掲載するに当たっては、市区町村において管内の自然災害伝承碑について自ら把握していただき、国土地理院へ申請していただくこととしております。

当手引きは用途に応じて以下の様にお読みになると便利です。

〈自然災害伝承碑の調査、申請を一連の手続きとして知りたい場合は〉

⇒第1～3章まで通してお読みください。

〈申請のため管内の自然災害伝承碑を調べたい場合は〉

⇒第2章をお読みください。

〈自然災害伝承碑の申請手続きの手順を確認したい場合は〉

⇒第3章をお読みください。

〈自然災害伝承碑情報の活用を知りたい場合は〉

⇒第4章をお読みください。

第1章 自然災害伝承碑の意義

我が国では、これまで多くの自然災害が発生しました。近年では、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災：平成7年）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災：平成23年）、平成30年7月豪雨（西日本豪雨：平成30年）等の災害が発生し、多くの尊い人命を失いました。我が国は災害によりたくさんの人的、物的損害を受ける一方で、同時に多くの教訓も得ることができました。その一つが過去の災害の教訓を活かす重要性を再認識したことです。

例えば、昭和三陸地震（昭和8年）など過去の津波被害の様子を伝える石碑や教訓が各地に残され、その教訓を裏打ちするような災害が、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）で再び発生しています。

平成30年7月の西日本豪雨で大きな被害を受けた広島県や岡山県の被災地においても、100年以上前に起きた同様の災害を伝える石碑が建てられていましたが、住民は石碑のことは知っていてもその内容についてはよく知らなかったと後に語っています。平成30年11月14日の中国新聞によると「西日本豪雨による土砂災害で15人が犠牲になった広島県坂町（さかちょう）小屋浦地区で、避難勧告が出されて2時間余り後までに指定避難所へ逃げた住民の割合（避難率）は1.9%にとどまったことが、13日、町の調べで分かった。町全体（3.9%）より2.0ポイント低い。町は避難が遅れるうちに被災状況が悪化し、逃げられなくなった住民がいたとみて、当時の住民の行動を調査、分析する。」との報道もありました。この地区は、100年以上前に類似の災害が発生し、それに因んだ石碑も建てられていましたが、被災の事実は十分に伝承されていませんでした。

津波災害や洪水災害、土砂災害は繰り返す性格が強い災害ですので、今後再来し得るといえるのは重要な教訓です。過去の災害教訓に学ぶ重要性を今一度認識し、防災に役立てなければなりません。

過去の災害履歴を現代に伝えるものの一つに、全国各地に建立されている自然災害伝承碑があります。これらを調査し、地図を用いて整理し地理情報に加工すれば、各地で整備されている防災情報と組み合わせることでより身近で現実味のある災害リスク情報としてご活用いただくことができます。自然災害伝承碑の情報は、身近な防災情報として住民の防災意識の向上に役立つと共に、郷土を襲った災害の歴史を確認する防災教育の一助にもなると期待されます。

国土地理院では、令和元年6月19日に「先人が伝える災害の教訓『自然災害伝承碑』を地図で発信」の報道発表と共に、48市区町村158基の自然災害伝承碑の地理院地図への掲載を開始しました。加えて、2万5千分1地形図についても令和元年9月刊行分から掲載を開始しています。さらに、令和3年11月29日より、ハザードマップポータルサイトの重ねるハザードマップにおいて、掲載を開始いたしました。

その後も、自然災害伝承碑情報の追加公開を行い、令和6年3月28日時点の「地理院地図」での公開数は47都道府県602市区町村の2,099基となっています。

先人が現代の我々に残した貴重な教訓を受け取り、活用することで、今後起き得る自然

災害から一人でも多くの住民を救い、被害を軽減するために、引き続き自然災害伝承碑の情報整備を進めることが重要です。

第2章 自然災害伝承碑に係る調査

この章では自然災害伝承碑の地図掲載に必要な申請調書（様式2）を作成するための調査手順について記します。

この調査で得られる情報については国土地理院や、その他の組織が既に調査して持っている場合もあります。このため、調査の着手前に本手引き末尾の問合せ先にあります管轄の地方測量部等に連絡するようお願いします。

（注）：申請の様式ファイルはこの手引きには添付していません。末尾に示す管轄の地方測量部等に連絡して入手してください。

なお、2-1に示した対象となる自然災害伝承碑は、場合により見直される可能性がありますのでご注意ください。

2-1. 対象となる自然災害伝承碑

2-1-1. 該当する自然災害伝承碑

基本的には『過去に発生した自然災害（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメント（以下「石碑等」という。）で、過去に発生した自然災害に関する発生日月、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓が記載されたもの』を自然災害伝承碑と位置づけています。

自然災害伝承碑に該当するかの判定は、以下を目安としていますが、詳しくは管轄の地方測量部等にお尋ねください。

- ・石碑等に具体的な自然災害の伝承要素の記載がない場合、又は洪水や津波の水位が刻まれているだけで文章の記載に乏しい場合でも、恒久的な設置を意図した説明板が付随しており、この説明板に該当する具体的な自然災害の伝承要素の記載があれば自然災害伝承碑と判定する場合があります。
- ・さらに、説明板がなくとも、市区町村史、Webサイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県の公的サイト等）に必要な情報があれば自然災害伝承碑と判定する場合があります。

2-1-2. 自然災害伝承碑に該当しない事例

以下の事例については自然災害伝承碑に該当しないものと整理しています。詳しくは管轄の地方測量部等にお尋ねください。

- ・自然災害の伝承要素がない治水事業の完成・竣工記念碑
- ・自然災害と直接関係がない慰霊碑や事故の鎮魂碑
- ・自然災害が元であったとしても、その後に蔓延した疫病や暴動などの犠牲者の慰霊碑
- ・長期間にわたる降水量の不足によって起こる干ばつに関する石碑等
- ・個人の業績をたたえることのみを目的とした顕彰碑

- ・ 寺社、記念館等の施設
- ・ 恒久性に乏しい木製モニュメント、木製の標柱、木造建築物に付属するもの

2-1-3. 自然災害伝承碑に該当するか判断するのに相談が必要な事例

過去に発生した自然災害（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメントである上で、以下の情報を補足する資料（碑文、説明板、市区町村史、Webサイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県の公的サイト等）等）があれば、該当する可能性があります。

【自然災害伝承碑に該当するかを判断するのに必要な情報】

- ・ 自然災害の発生日月日
※年月日が不明であればご相談ください。「〇年以前」という掲載事例もあります。
- ・ 災害の種類
- ・ 被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）

以下の事例については、該当するか判断をするのに相談が必要な事例です。掲載に必要な情報があれば、該当する可能性がありますので、ご相談ください。

- ・ 神社、寺院等の再建を目的とする復旧（復興）記念碑
※自然災害によって倒壊または損傷している場合は、自然災害伝承碑に該当する可能性がある。（事例1を参照）
- ・ 慰霊目的のみと読み取れる慰霊碑、一般の墓碑（名前や犠牲者名のみ記載されている）
※慰霊のみを目的に建立された碑であっても、時代を経て結果的に災害を伝承する役割を持っているケースも想定される。（事例2を参照）
- ・ 象徴的な記念碑や顕彰碑
※個人の業績をたたえる目的ではあるが、その災害対応に絶大な貢献をしており、その碑自体が災害を後世に伝えていると認められる場合もある。
- ・ 自然物（石等）
※自然物がある場に残っていることに意味（災害伝承、教訓）があれば該当する可能性がある。（事例3を参照）説明板があっても、単なる自然物の説明（〇〇火山の噴出物で〇〇岩である、など）であれば該当しない可能性もある。
- ・ 地蔵尊、水神碑（事例2を参照）
- ・ 神社の石段、鳥居等
※自然災害の記録が確認できる石段や自然災害により倒壊した鳥居等であっても、自然災害伝承碑として該当する可能性がある。
- ・ 木製モニュメント等
※恒久性に乏しい木製モニュメント等であっても、管理者等によって修繕等の適切な維持管理がなされているものは、自然災害伝承碑として該当する可能性がある。

事例1「台風災害復旧記念碑」（埼玉県嵐山町）



碑文には、伊勢湾台風における神社の被害や復旧、復興に関する事項のみの記載であっても、町の地域防災計画の内容をもとに、この地域における被害状況（以下の伝承内容の太字部分）を補足した。このように、復旧（復興）に関する碑であっても、資料等により地域の被害内容を具体的に記載することで、自然災害伝承碑に該当する。

伝承内容：

昭和34年(1959)9月26日に来襲した伊勢湾台風は、全国的に大きな被害を与えた。**嵐山町も家屋の全壊3棟、半壊10棟の被害を受けた。**本神社は、大風雨で48本の樹木が倒れたため、本殿、神門、水屋、社務所、鳥居等、損害を受けなかったものはなかった。特に護国神社は、周囲約3メートルの杉の大木により壊滅し、言葉で言い表せないほどの惨状であった。

【自然災害伝承碑に該当するかを判断するのに必要な情報】

・被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）

➤ 嵐山町地域防災計画（令和4年3月）

第1編総則 第1章総則

第2節嵐山町の概況（2）気象災害（一部抜粋）

昭和34(1959)年 9月26日 伊勢湾台風 住家全壊3棟、半壊10棟

事例2 「親子地蔵尊」 (北海道登別市)



この地蔵尊は、昭和36年10月豪雨により避難中に亡くなった5名の慰霊を目的とした碑であり、一見すると、碑から自然災害の被害内容や教訓が読み取れないが、市史や災害当時の新聞記事等の資料をもとに、この地域における被害状況や教訓（以下の伝承内容の太字部分）を補足した。このように、慰霊が目的の碑であり、また、被害状況及び伝承要素に関する記載がない碑であっても、被害状況を補足する資料や災害教訓を伝えていることが分かる資料があれば、自然災害伝承碑に該当する。

伝承内容：

昭和36年(1961)10月5日から降り始めた雨は、翌6日午後になって特に山岳地域で集中豪雨となり、午後5時過ぎに登別市内を流れる全河川が氾濫し始め、濁流が渦となって市街地に流れ込んだ。**登別市内では死者4名、行方不明者7名、全壊20戸、流失27戸、半壊17戸、床上浸水1,009戸、床下浸水3,218戸などの被害を受けた。碑は避難中に犠牲となった親子5人を慰霊する地蔵尊である。**

【自然災害伝承碑に該当するかを判断するのに必要な情報】

▶ 被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）

市史ふるさと登別資料編（抜粋）

[11] 災害 1 主な災害記録

昭和36年(1961)10月5～6日 集中豪雨（台風23号）

死者4人、行方不明7人、全壊20戸、流失27戸、半壊17戸、床上浸水1,009戸、床下浸水3,218戸

▶ 当時の新聞記事には、碑の建立には「再び惨事を起こすまい」との教訓があったと記載されている。

事例3 「山津波記念石」 (宮崎県えびの市)



この碑は、土砂災害により流出した自然石であるが、災害伝承のために、現地でそのまま保存している。このように、自然物がその場に残っていることに意味（災害伝承、教訓）がある場合、説明板や資料等により災害の規模や被害状況等が補足可能であれば、自然災害伝承碑に該当する。

伝承内容：

昭和47年(1972)7月6日、肥薩線真幸駅の裏山が地すべり性崩壊を起こし、30万立方メートルに及ぶ土砂が流出。住家28戸、非住家29戸が流失し、4名の方が亡くなられた。

【自然災害伝承碑に該当するかを判断するのに必要な情報】

・被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）

➤ 説明板の記載

「昭和47年7月6日午後1時45分頃山津波が発生、約30万立方メートルの土砂が流出した。この岩塊は当時の山津波で流れ出たものを現地でそのまま山津波記念石として保存するものである。尚、この石塊は重さ約8トンである。」

➤ 「宮崎県における災害文化の伝承」(平成18年3月 宮崎県土木部)

4. 豪雨災害 4.1 宮崎県に被害を与えた台風・豪雨

表 4.1 本県に被害を与えた台風・豪雨

昭和47年7月6日

30万 m^3 に及ぶ土砂が肥薩線を切断し、(中略)死者4名、負傷者5名の人的被害のほか、住家28棟、非住家29棟を流失しました。

2-2. 自然災害伝承碑に係る調査

2-2. 自然災害伝承碑に係る調査
2-2-1. 情報の収集
2-2-2. 自然災害伝承碑の概況確認
2-3. 申請調書の記入
2-3-1. 基本情報について
2-3-2. 災害情報について
2-3-3. 伝承内容について
2-3-4. 位置情報について
2-4. 自然災害伝承碑の写真撮影について
2-4-1. 概要
2-4-2. 撮影の種類
2-4-3. 撮影した写真について

図1 自然災害伝承碑に係る調査

2-2-1. 情報の収集

過去の自然災害についての情報を収集する方法として、市町村史などの地域の歴史についてまとめられた資料を確認する方法があります。また、地域の歴史については専門家・研究者の研究論文を検索する手段も考えられます。自然災害伝承碑に関する情報を収集するのに有効と思われる資料としては次のようなものが考えられます。

- ・市町村史
- ・自然災害に関する史料や文献
- ・自然災害に関する新聞記事
- ・自然災害に関するインターネットの情報

※公的機関が公開する自然災害伝承に関するウェブサイトも参考になる場合があります。

また、市町村によっては、次のような効率的に調査をしている事例がありますので、参考にしてください。

【事例1】防災担当部局や治水担当部局が、文化財担当部局や博物館と連携している例

防災担当部局が申請調書案の作成をしていたところ、文化財担当部局では石碑の所在や文献に対する知見が深いことが分かり、両部局が連携して調査・申請をした。

また、他の事例では、治水担当部局が文化財担当部局と相談しながら、市内の自然災害伝承碑に該当し得る石碑等を調査した。

さらに、市立博物館において石碑等の情報収集を行っている市民団体からの情報提供を受けていたことから、防災担当部局は同博物館が把握している情報を基に調査・申請を行った事例がある。

【事例2】石碑等（県史跡）の文化財情報等の既存の情報を活用している例

防災担当部局では、自然災害伝承碑に該当し得る石碑等の詳細な情報を把握していなか

ったが、県史跡に指定されている石碑等が存在していることが判明した。文化財担当部局では、当該石碑等の情報が整理されていたことから、当該情報提供を受けることで、円滑に申請することが可能となった。

また、県立博物館が作成した冊子において、石碑等の建立時期や伝承内容などの情報が整理されていたことから、当該冊子の内容を参考にし、効率的に調査・申請を行うことができた事例もある。

【事例3】 広報誌等で住民に自然災害伝承碑に該当し得る石碑等の情報提供を募集している例

防災担当部局は、広報誌やホームページにおいて、自然災害伝承碑を紹介するとともに、自然災害伝承碑に該当し得る石碑等の情報の募集を行った。その結果、市民より情報提供があったことから、地理院地図等の掲載につながった事例がある。

【事例4】 市民ボランティアの力を借りて調査を実施している例

市のジオパーク推進協議会事務局では、地形・地質などを案内する市民ボランティアガイド団体に自然災害伝承碑に該当し得る石碑等の調査を依頼した結果、地理院地図等の掲載にもつながった。

また、別の事例では、市の郷土資料館が、興味・関心がある市民にボランティアを募り、市内に所在する石造物に関する調査を実施したことで、自然災害伝承碑に該当し得る石碑等を把握することができ、地理院地図の掲載につながった。このように、人員不足等の要因により行政の体制のみで調査をすることは難しい場合であっても、地元の土地勘がある市民の力を借りることにより、調査が効率的に実施できる場合がある。

2-2-2. 自然災害伝承碑の概況確認

資料などによって得られた情報に基づいて、自然災害伝承碑のおおよその場所や災害名、発生年月日などを申請調書（様式2）や地図に整理します。

整理した資料をもとに、現地へ赴き、自然災害伝承碑の存否を確認します。現地確認の際は必ず、自然災害伝承碑の写真を撮影してください。正面からの近景と、周辺の状況が把握できるような遠景、碑面や碑に付随した説明板等の写真は申請する際に必要となりますので必ず撮影してください。自然災害伝承碑の位置計測や写真の撮影手法はそれぞれ「2-3-4. 位置情報について」、「2-4-2. 撮影の種類」を参照してください。

なお、自然災害伝承碑は公共の土地に建立されているとは限りません。民有地に建立されている場合は、土地の所有者及び管理者の承諾を得た上で立ち入らねばなりませんし、自然災害伝承碑を管理する者がいる場合は写真撮影や位置確認を行うことについて事前に了解を得なければなりません。このように細心の注意を払っていただき写真撮影や位置計測を行ってください。

碑文等に、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、死者数等の情報が含まれているか否かが自然災害伝承碑に該当するかどうかの基準になります。

なお、市町村から国土地理院への自然災害伝承碑の掲載申請にあたっては、**土地の所有者及び管理者の承諾を得てください。**

2-3. 申請調書の記入

2-2により必要な情報が集められ、自然災害伝承碑が申請できる状態にあることが確認できましたら、次に登録に必要な自然災害伝承碑の情報を申請調書（様式2）に記入します。

なお、申請の様式ファイル一式（掲載申請書（様式1）、申請調書（様式2））については、本手引き末尾の問合せ先にあります管轄の地方測量部・支所へ連絡し、入手してください。

申請調書の内容は大まかに、①基本情報、②災害情報、③伝承内容、④位置情報 に分類されます。なお、申請調書（様式2）に記載例がありますので、参考にしてください。

2-3-1. 基本情報について

基本情報は、「ID」、「碑名」、「建立年」、「所在地」及び「管理担当連絡先」から構成されます。

<p>ID ※<u>国土地理院</u>で 記載</p>	<p>個々の自然災害伝承碑を識別し、安定的な情報管理をするために必要としています。原則として「市町村コード（5桁（半角）例：12345）－通し番号（3桁（半角）例：678）」という番号付けによります。市区町村内の通し番号は、国土地理院が事前確認を行った順となります。</p>
<p>碑名</p>	<p>自然災害伝承碑に刻まれた名前です。名前が刻まれていない場合は同碑に付随する教育委員会等の公的機関が設置した説明板等に記載されている名前など、公的に確認されている名称を記載してください。公的な名称が決まっていない場合は「（対象災害名）自然災害伝承碑」としてください。</p>
<p>建立年</p>	<p>その自然災害伝承碑が建立された年を記載します。なお、元号表記されている場合でも可能な限り西暦で表記してください。建立年が不明の場合は「不明」と記載してください。</p>
<p>所在地</p>	<p>自然災害伝承碑が建立されている場所の所在地は、都道府県／市区町村／町名や字名の順に記載してください。地番（番地）までの記入は必要ありません。施設名が特定できる場合は（ ）で記載（○公園、○○寺、○○神社 等）してください。</p>
<p>管理担当連絡先</p>	<p>自然災害伝承碑の管理者又は管理担当組織の連絡先（電話番号等）がわかれば記載してください。※連絡先は、内部用の情報であるため公表しません。</p>

2-3-2. 災害情報について

災害情報は、「災害名（発生年月日）」及び「災害の種類」から構成されます。

<p>災害名 (発生年月日)</p>	<p>碑文に刻まれている場合もありますが、災害名は市区町村にかかわらず同じ災害に対して同じ名称となるよう、記載してください。</p> <p>第一優先：政府が定めた災害名 第二優先：気象庁が命名した気象・地震・火山現象名</p> <p>それ以外は一般に知られている又は公的機関が使用している名称を用いてください。名称が無い場合は、「(災害種別) + (発生年)」と記載してください。発生年月日については必ずしも「月日」まで特定できない場合もありますが、少なくとも「年」だけは記載してください。</p> <p>なお、「月日」については原則「新暦」で記載してください。</p>
<p>災害の種類</p>	<p>「洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害、その他」に分類します。該当する災害の種類を選択してください。複数の災害に該当する場合には、対象となる全ての災害の種類を選択してください。</p> <p>なお、「津波」の場合、原因となる災害も選択してください。ただし、震源が遠方のため原因となる地震・土砂崩壊の影響がない場合（例：チリ地震津波）、また碑文がなく原因災害が明らかでない津波到達碑は「津波」のみを選択してください。</p>

2-3-3. 伝承内容について

伝承内容は、「伝承内容」及び「確認者」から構成されます。

<p>伝承内容</p>	<p>地理院地図上で公開される情報となるため、碑文原文や直訳の長文ではなく、以下のような防災情報として活用できる情報を簡潔に整理し、小学校高学年で理解できる程度の現代語で100字程度（70～150字）に要約してください。碑文から直接確認できない情報は、碑の説明板や災害記録等からできるだけ補ってください。</p> <p>主な記載要素は以下です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建立される由来となった災害の発生年月日や発生時間 ② 災害名称や災害発生区域 ③ 災害状況や被害状況 ④ 自然災害伝承碑の特徴や先人の伝承内容、教訓内容など <p>なお、被災地域の地形的な特徴が被災内容に影響を与えていることが顕著である場合は、その特徴と被害の関係を記載に含めてください。（例：リアス式海岸という地形的な特徴が津波被害を拡大したと考えられる。）</p>
-------------	---

確認者	<p>碑文が漢文、草書体、くずし字で記述されている場合に解説（現代語訳）した専門家、もしくは、現代語訳を掲げている解説板が設置されている場合、その解説文の設置者、文献の出典等を記載してください。</p> <p>郷土史や広報誌からの引用の場合も、出典を記載してください。</p> <p>または、申請調書の記載内容についての確認を行った担当部署等を記載してください。</p>
-----	---

2-3-4. 位置情報について

位置情報は、「緯度・経度」、「確認日」、「確認方法」及び「備考」から構成されます。

緯度・経度	<p>以下の2つの方法のいずれかによります。これらの方法の詳細は2-3-4-1をご覧ください。</p> <p>① 当該碑の位置を国土地理院のウェブ地図「地理院地図」で計測します。緯度・経度の単位は10進「度」として、小数点以下6位までを記入します。</p> <p>②GNSS測量機やトータルステーション等による現地実測値があれば、その値を記入します。</p>
確認日	位置情報を取得した年月日を西暦で記入してください。
確認方法	<p>地理院地図を用いて地図上での計測により位置情報を取得した場合「地理院地図」を選択し、現地での実測により位置情報を取得した場合「現地実測」を選択してください。</p> <p>これら二つの方法以外の方法で緯度・経度を取得した場合は「その他」を選択し、その測量方法と精度を記載してください。</p> <p>※地理院地図で計測した場合は、ズームレベル（17又は18）を選択してください。</p>
備考	写真の著作権に関する情報や二次利用の条件、立ち入り制限等、追加で記載すべき重要な情報があれば記載してください。

2-3-4-1. 位置情報の取得方法

(1) 地理院地図を用いた地図上での計測方法（推奨）

① 国土地理院の総合トップページ (<https://www.gsi.go.jp/>) にアクセス。

国土地理院の総合トップページはアドレス (<https://www.gsi.go.jp/>) を直接入力するか、検索サイトで「国土地理院」と検索することで、アクセスしてください。

国土地理院の総合トップページを開くと、図2の左の画面が表示されます。赤い丸印の場所（「地理院地図を見る」）をクリックすると図2の右にある地理院地図の初期画面が表われます。



図2 国土地理院総合トップページと地理院地図初期画面

② 対象の自然災害伝承碑の場所を拡大表示します。

地理院地図の操作方法は、一般のウェブ地図とほぼ同様です。「拡大・縮小」や「移動」によって対象の自然災害伝承碑が建立されている場所を拡大表示してください。

(参考)

拡大・縮小：地図画面上にカーソルを置いた状態でマウスホイールを動かすことで拡大縮小します。なお、マウスホイールが無い場合は左下側にある+で拡大、-で縮小します。

移動：地図画面上にカーソルを置き左クリックしたままマウスを動かすと地図も移動します。

操作の詳細は、図2の赤丸の「?」をクリックすると表われるヘルプ画面で確認できます。また、地理院地図の操作マニュアル

(<https://maps.gsi.go.jp/help/pdf/GSIMaps.pdf>)も参照できます。

③ 対象の自然災害伝承碑の位置情報を取得します。

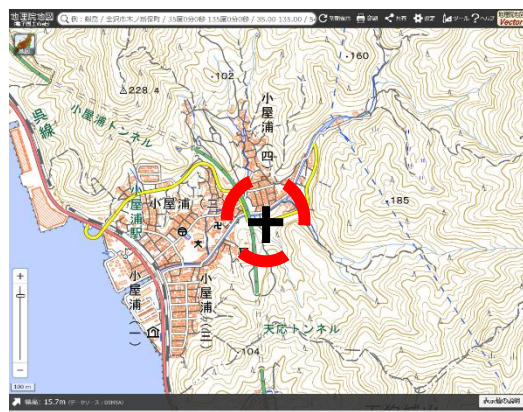



図3 中心十字線を合わせる



図4 中心十字線の概要パネルを出す

まず、図3に示すように自然災害伝承碑の建立場所に、地図中央に表示されている中心十字線を合わせます。

このとき自然災害伝承碑と地理院地図上の道路、建物、地形との位置関係が明らかにわかるようズームレベル17またはズームレベル18の縮尺に合わせてください。(ズームレベルは次の操作で確認できます。)

次に、図4のように中心十字線を合わせた状態のまま、地図画面の下辺に表示されている「」のマークをクリックしてください。

すると、地理院地図ウィンドウ下辺に概要の表示パネルがあらわれ、中心十字線が示す位置の概略の住所および、緯度・経度(度分秒単位と度単位)ズームレベル、UTMポイント及び標高が表示されます(図5)。



図5 ズームレベルと緯度・経度

ズームレベルが17または18であることを確認した上、「度単位」の緯度・経度を小数点以下第6位までを読んでください。図5の例では、緯度34.303358、経度132.512173となります。ただし、こちらの欄に「34度18分12.09秒 132度30分43.82秒」や「緯度34.181209、経度132.304382」と記載することは誤りです。

なお、スマートフォン版の地理院地図での計測でも可能です。

(2) 測量機器を用いた現地での実測

自然災害伝承碑の建立場所においてGNSS測量機やトータルステーション等の測量機器を用いて緯度・経度を計測する方法です。自然災害伝承碑の中心の位置から概ね1mの範囲内に適切な場所を選定し、測量精度1m以内となる測量を実施してください。測量の方法は、可能な限り公共測量作業規程の準則に示す方法によって実施してください。(参考作業規程の準則: https://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/pdf/R5/R5_junsoku.pdf)

なお、スマートフォンやGPS機能付きデジタルカメラなど、簡易的な現地計測ができる場合もありますが測量機器を用いた計測に替えることはできません。

2-4. 自然災害伝承碑の写真撮影について

2-4-1 概要

(1) 写真撮影をする目的

写真は地理院地図への掲載、伝承内容の要約等に使用するため撮影を行います。



(2) 撮影条件

写真撮影は日中に行い、雨天や光量の少ない時間帯には行わないでください。撮影の際は、手ぶれ、ピンボケ、コントラスト、ホワイトバランス、白飛び・黒つぶれ、通行人・車両・ゴミ・不要な影の映り込み等に十分注意してください。

(3) 写真のデータサイズ（記録画素数）

地理院地図での掲載には目安として概ね長辺が1200～1500px程度に加工したものを使用するため、それ以上の記録画素数で撮影してください。特に碑文の撮影は、解読しやすいよう解像度に注意してください。ファイルサイズに制限はありません。

2-4-2 撮影の種類

種類	撮影の注意事項	イメージ	写真ファイル名のつけ方
正面近景	<p>地理院地図掲載用の写真</p> <p>※特に碑の表面が鏡面状になっている場合には、撮影者の映り込みに注意</p>		<p>様式2の碑名をファイル名とする。(同じ碑名がある場合は、碑名に所在地をつける)</p> <p>例) 水害碑. jpg 例) 水害碑_坂町坂東二丁目. jpg</p>
正面遠景等	<p>遠景写真については周辺の道路や建物等と碑の位置関係が確認できるように撮影する。</p>		<p>遠景の写真は碑名にアルファベット小文字”a”をつけたファイル名とする。</p> <p>例) 水害碑 a. jpg</p>

種類	撮影の注意事項	イメージ	写真ファイル名のつけ方
<p>その他 (①背面遠景 ②側面遠景 ③碑文 ④背面近景 ⑤説明板)</p>	<p>・1枚の写真からでは碑文や説明板の内容の判読が困難な場合、分割して撮影する。</p> <p>・また、同一箇所に複数の碑が並列して建立されている場合は、それぞれの単体と並列した状態での写真を撮影する。</p> <p>・左右、背面の遠景、碑文の内容が判読できる記録、碑の説明板等を撮影する。</p> <p>特に、石碑の背面や側面、台座、隣接して建てられた説明板等に碑の由来や災害の様相が書かれている場合がある。掲載する伝承内容の確認のためにも必要となるので撮影する。</p>	<p>①背面遠景</p>  <p>②側面遠景</p>   <p>③碑文</p>  <p>④背面近景</p>  <p>⑤説明板</p> 	<p>・その他の写真は碑名にアルファベット小文字”b”から順番につけたファイル名とする。</p> <p>例) 水害碑 b. jpg、 水害碑 c. jpg、・・・</p>

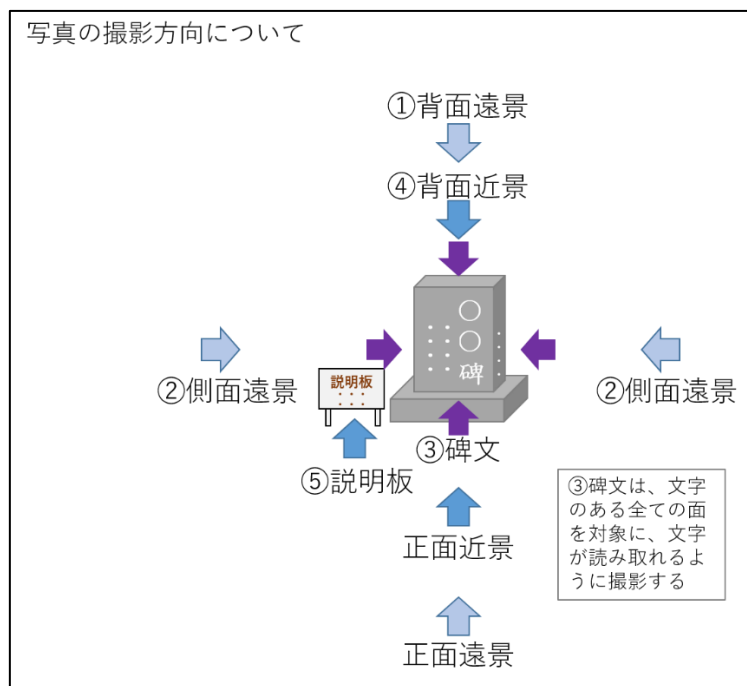


図6 写真の撮影方向について

2-4-3 撮影した写真について

写真のデータの詳細及び提出方法については、国土地理院担当者と調整してください。

また、2-4-2に示した写真の角度以外に碑等を撮影した写真がありましたら、これらも参考資料としてご提供をお願いします。

なお、地理院地図等への掲載に当たり、国土地理院で写真サイズの縮小、明るさの調整、トリミング等の加工をすることがあります。

そのほか、写真の著作権や二次利用の条件等、追加で記載すべき重要な情報等がありましたら、申請書の利用許諾欄及び申請調書に記載してください。

石碑等に刻まれている文字が読み取りにくい場合は、国土地理院に相談してください。

第3章 自然災害伝承碑情報掲載に係る国土地理院への申請手続き

国土地理院のウェブ地図（地理院地図及びハザードマップポータルサイト）及び2万5千分1地形図へ自然災害伝承碑の情報を掲載するためには、国土地理院への申請が必要です。この章では申請に必要な手続きについて紹介します。

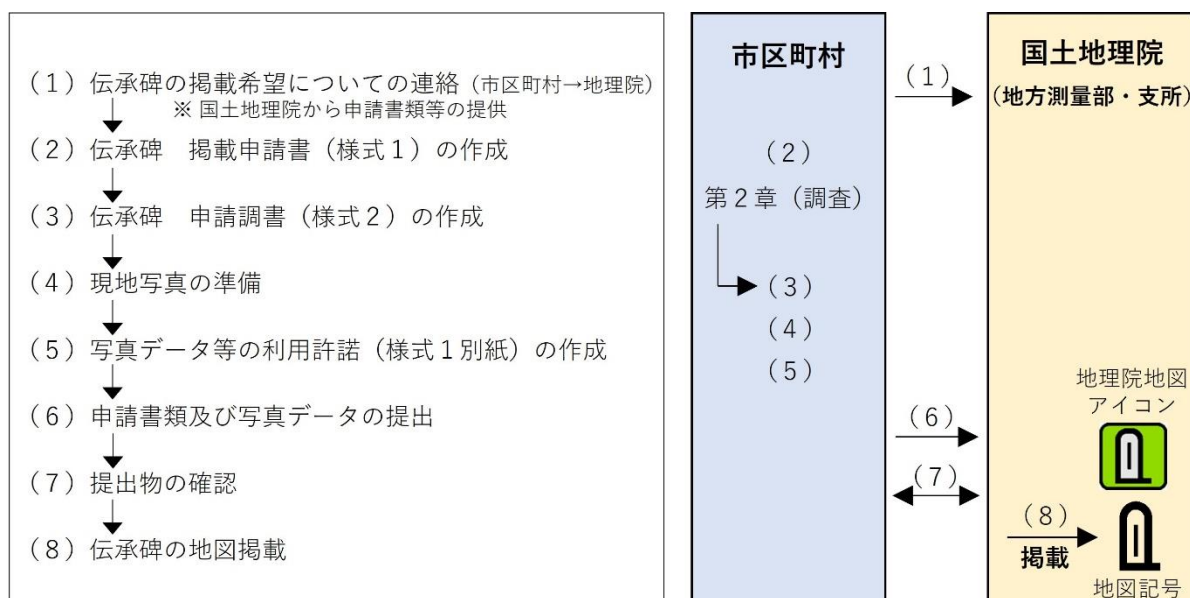


図7 自然災害伝承碑情報掲載までの申請の流れ

3-1. 自然災害伝承碑の掲載までの手続き

(1) 自然災害伝承碑の掲載希望の連絡

●地理院地図等に自然災害伝承碑の情報を申請する際は、円滑に手続きを行うため、事前に**市区町村内で申請手続きの決裁をする前に国土地理院 (管轄の地方測量部・支所) まで申請内容についてご相談いただきますようお願いいたします。**

国土地理院より申請に必要な様式ファイル一式 (様式1、様式2) をご提供します。また、様式記載例も含めて、国土地理院の担当者より注意事項及び詳細情報を案内させていただきます。

(2) 「自然災害伝承碑 掲載申請書」 (様式1) の作成

●**掲載申請書の提出は、市区町村よりお願いしています。**掲載申請書(様式1)に添付の記載例を参考に、**市区町村の代表者 (市区町村長) からの申請をお願いします。**

●個人や、市区町村以外の組織からの申請は受け付けておりません。

(3) 「自然災害伝承碑 申請調書」 (様式2) の作成

●申請調書は、地理院地図等へ掲載する自然災害伝承碑の情報をまとめたものです。

- 第2章の2-3及び申請調書(様式2)に添付の記載例を参考に、作成をお願いします。
- 申請書調書はエクセル形式のデータで提出をお願いします。

(4) 現地写真の準備

- 現地写真を第2章の2-4に示す方法にて準備してください。

(5) 写真データ等の利用許諾(様式1別紙)の作成

国土地理院に提出いただく写真データについては、地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)、ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) 等の国土地理院が管理・運営するウェブサイト上のコンテンツとして使用(加工も含む)するに当たり、掲載申請書(様式1)の別紙に国土地理院での利用について、以下の2つの許諾条件から1つを選んでください。出典明示の上で、個別の申請無く、誰でも二次利用が可能な場合は①を選んでください。

なお、掲載する自然災害伝承碑の写真の二次利用については原則、国土地理院コンテンツ利用規約 (<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>) に準拠することとしております。

- ①出典明示の上で、個別の申請無く、誰でも二次利用が可能な場合。(著作権フリー素材、市区町村職員や国土地理院が撮影した写真など)。

「国土地理院が地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)、ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) 等の国土地理院が管理・運営するウェブサイト上のコンテンツとして別添の現地写真等を使用(加工も含む)することを許諾します。(第三者が出典明示により二次利用する場合を含む)」

- ②二次利用については個別に市区町村の判断を必要とし、市区町村へ利用申請や確認が必要な場合(市区町村に著作権があり、独自の利用許諾の必要があるなど)。

「国土地理院が地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)、ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) 等の国土地理院が管理・運営するウェブサイト上のコンテンツとして別添の現地写真等を使用(加工も含む)することを許諾します。(第三者が二次利用する場合は、〇〇への利用申請が必要)」

選択肢の①、②のいずれにも該当しない場合は、国土地理院地方測量部又は支所にご連絡ください。

併せて、国土交通省が管理・運営する国土交通データプラットフォーム(※) (<https://www.mlit-data.jp/>) のコンテンツとして使用を許諾するか否かを以下の選択肢から選んでください。

① 国土交通データプラットフォームでの利用を許諾する場合

国土交通省が管理・運営する国土交通データプラットフォームのコンテンツとして別添の現地写真等を使用（加工も含む）することを許諾します。

（第三者が出典明示により国土交通データプラットフォームのデータを二次利用する場合の各種条件の取扱いは、1. ①もしくは②に準拠するものとします）

② 国土交通データプラットフォームでの利用を許諾しない場合

国土交通省が管理・運営する国土交通データプラットフォームのコンテンツとして別添の現地写真等を使用（加工も含む）することを許諾しません。

※国土交通データプラットフォーム (<https://www.mlit-data.jp/>) とは、インフラデータ利活用による民間投資や研究投資、技術開発を誘発するため、国土交通省や民間等が保有する多様なデータと連携し、分野をまたいだデータの検索や取得を可能とする国土交通省のデータ連携基盤です。

(6) 申請書類及び写真データの提出

- 申請書類が整ったら国土地理院の担当に提出してください。公印の省略が可能ですので電子ファイルでご提出ください。
- 申請時に国土地理院へ提出いただくものは、次のとおりです。
 - ① 「自然災害伝承碑 掲載申請書」（様式1）
 - ② 「自然災害伝承碑 申請調書」（様式2）
 - ③ 自然災害伝承碑 現地写真のデータ

(7) 提出物の確認

- 提出頂いた書類は国土地理院で内容を確認します。
- 申請調書の記載内容を確認するために自然災害伝承碑に関する資料（郷土史、広報誌、その他災害を記録した資料のコピー等）の提出をお願いする場合があります。
- 申請調書の提出後、内容確認のために原典資料の追加提出や文章の変更（修正）等を国土地理院から依頼する場合があります。
- 国土地理院での確認の結果、自然災害伝承碑に該当しないと判断される場合もありますので、予め、ご了承ください。

(8) 自然災害伝承碑の地図掲載

- 地理院地図、ハザードマップポータルサイト等の国土地理院が管理・運営するウェブサ

イトでの掲載は、(7)の確認終了から概ね2～3週間後が見込まれます(作業状況、公開のタイミングなどによって前後します)。

第4章 自然災害伝承碑情報の活用

4-1. 都道府県・市区町村における主な活用例

4-1-1. 地域住民の防災意識向上の取組への活用

地域住民の防災意識向上がなぜ重要なのかというと、災害が発生しそうなときに身を守る行動を自らの判断で起こすことができるようになると考えられるからです。そのためにも各地方公共団体は、関係機関である地方整備局や地方気象台、さらには大学関係者や地域団体などと連携しつつ、地域住民への防災情報の普及等を意識しながら、防災意識の向上につながる取組を行うことが期待されます。



写真1 「合川南小学校児童地震津波殉難の碑」を訪問している様子（写真提供：秋田県能代市）

実際に自然災害伝承碑を利用した事例を紹介します。

秋田県能代市では、防災意識向上を目的に令和2年（2020年）9月に定期的に行っている地域のウォーキングイベントにおいて地理院地図に掲載されている日本海中部地震（1983年）の津波被害を伝える自然災害伝承碑を探訪場所に設定し、自然災害伝承碑を巡る散策ツアーを開催（写真1）した例があります。実際に参加者が自然災害伝承碑を訪れることで、過去の津波災害について触れ、改めて防災について考える機会を提供しています。神奈川県では、県西地域のウォーキングコースの魅力を伝える「ウォーキングガイド」にて、自然災害伝承碑が写真付きで掲載されるとともに、自然災害伝承碑に関するホームページが紹介されています。

ジオパークでも活用されています。男鹿半島・大潟ジオパークでは男鹿市にある自然災害伝承碑をジオパークのガイドブックや副読本で紹介するとともに、防災教室やジオツアーにも活用されています。副読本では、「過去に起こったつらいできごとから、どんな教訓を学ぶことができるでしょうか。」と読者に問いかけています。

また、箱根ジオパークではホームページにおいて、真鶴町、小田原市、南足柄市にある自然災害伝承碑を紹介し、その位置図を掲載しています。（箱根ジオパークURL：<https://www.hakone-geopark.jp/>）

さらに、山口県にある萩ジオパーク推進協議会では、萩ジオパークフェア2022において、萩ジオパーク内にある自然災害伝承碑が紹介されました。

郷土資料館や博物館等でも紹介されています。これまで、岩手県釜石市の釜石市郷土資料館や、岩手県宮古市の道の駅「たろう」の道路情報館、岩手県の東日本大震災津波伝承館、天草市立本渡歴史民俗資料館等の企画展において、自然災害伝承碑のパネル展示等の紹介がなされています。また、新潟市歴史博物館による博物館ニュースにおいて、市内の自然災害伝承碑について紹介する記事が掲載されています。

今後も地域の特色を活かしつつ、防災に対する関心を高めるきっかけとなり、楽しみながら自然に防災情報に触れることができるようなイベントが増えることが期待されます。

4-1-2. 学校における防災地理教育への活用

近年頻発する自然災害や、切迫する巨大地震や津波の発生に備え、自らの命と生活を守るため、住民一人ひとりが平常時から地域の災害リスクを理解し、災害への備えを高め、自らの知識と情報に基づいて主体的に災害時の行動を判断することが求められています。このためには、幼少期から災害に備える心構えと知識を身につける防災教育が必要不可欠です。地図や地理空間情報を用いて地域を理解することは防災の基本であり、自然災害伝承碑の情報は、住民にとって身近で分かりやすい地理的な防災情報（防災地理情報）といえるでしょう。この防災地理情報は地形特性情報と災害履歴情報に分けることができ、地形特性情報とは地形図などの基本図や旧版地図・空中写真、土地条件図などの地形分類図や過去の地形図から作成された明治期の低湿地などの土地の成り立ちを示す主題図、各種ハザードマップ、標高データなどの情報です。災害履歴情報とは、過去の災害を伝える文献や、絵地図などの情報です。自然災害伝承碑の情報は災害履歴情報に位置づけられます。実際に自然災害伝承碑を利用した教育分野での事例を紹介します。

鳥取県立鳥取西高等学校の「地理歴史（地理B）」の授業の中で地理院地図に掲載されている自然災害伝承碑（溺死海会塔）などを学習教材として活用しています。この授業の狙いは、「なぜ、そこに自然災害伝承碑があるのか」を調べることで、地域の地形の特徴、土地利用の変化、過去・近年に発生した自然災害を知り、ハザードマップを使用した災害予測等を学び、住民ひとりひとりの防災行動計画といった「マイ・タイムライン」の作成を通して生徒の防災意識を高めることとされています。

また、広島県福山市立熊野小学校内にある、約100年前のため池の決壊に伴う洪水被害を記録していた碑「水害記念碑」（写真2）について、熊野小学校の児童が当時の記録を調べ、被災地域を住民の方と見て回りました。さらに生徒たちが調査結果を市の担当者へ報告し、地理院地図等への掲載につながりました。このような活動により、身の回りの過去の自然災害への関心が高まり防災意識の向上に資することが期待されています。



写真2 「水害記念碑」について学んでいる児童達
(写真提供: 広島大学)

さらに、宮城県教育委員会では、防災教育推進に役立てようと、宮城県内の小中学校、高等学校へ自然災害伝承碑に関する記事を掲載した「学校安全・防災だより」を配布した事例があります。自然災害伝承碑について紹介した上で、「次年度の教科や総合的な学習の時間等における防災教育の実施計画立案に当たって参考としてください」と呼びかけています。

4-1-3. 自治体のホームページにおける活用

複数の市区町村や都道府県では、地域に存在する自然災害伝承碑を紹介する資料や、自然災害伝承碑を扱った住民向けの資料を作成し、ホームページ等で公開することで、地域住民に対して防災意識向上に役立つものとして広報しています。

長野県では、過去の災害に関する情報を掲載した「過去の災害に学ぶページ」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/sabo/manabu/manabu.html>) を開設し、地域防災に活用できる情報を発信する取組を行っています。長野県内各地に残る災害の伝承にかかる地形や遺構、石碑等のデータを集めた「災害伝承カレンダー」をPDF形式で公開しています。また、自然災害伝承碑などの国土地理院のコンテンツも積極的に紹介されています。このほか、「災害伝承カード」を県内各建設事務所で配布する取組を実施しており、実際の現地を巡り、“見て感じる”ことで、先人たちの伝える教訓がより災害の備えに活かされることを期待した取組も行われています。

福岡県うきは市の「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ」の取組(https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/ki_ji003118/index.html) では、市内にある1720

年の豪雨による土石流災害の記録を遺した古文書や1953年の「西日本大水害」による自然災害伝承碑から、過去の災害について学び、日頃から防災意識を高めることを目的に、その教訓を語り継ぐための資料として冊子を作成しホームページに掲載しており、国土地理院の自然災害伝承碑に関する取組も紹介されています。

神奈川県箱根町の「はこね防災ガイドブック」の取組

(<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/10,1183,46,163,html>) では、町内の自然災害伝承碑を防災ガイドブックにおいて紹介することで、町内で起きた自然災害を風化させず後世に語り継ぐとともに、他にも自然災害伝承碑に該当し得る碑があれば情報提供を呼びかけています。

滋賀県大津市の「大津市防災ポータル」の取組

(<https://www.city.otsu.lg.jp/bousai/rireki/50952.html>) では、自然災害伝承碑が紹介されている。当時の被災状況を知り、過去の災害から防災についてあらためて考えることで防災意識の向上につながるものと期待されています。

4-1-4. 映像作品・報道での活用

市町村や都道府県、民間企業が自然災害伝承碑を題材とした防災に関連する動画を作成公表しています。

藤沢市 広報シティプロモーション課 ふじさわ情報ナビでの活用

神奈川県藤沢市では、市内にある自然災害伝承碑を紹介し、過去の災害教訓を活かした災害への備えの重要性を広く伝えるため、広報番組「ふじさわ情報ナビ」において「ふじさわに残る災害の記録～自然災害伝承碑がつなぐ災害教訓のバトン」を制作・放送しました。制作した番組は、(https://www.youtube.com/watch?v=NBR6KS4Xu_E) でも公開されており、地域住民の防災意識を向上させるツールとして活用されています。



図8 YouTubeで公開されている動画のキャプチャ

国土地理院のホームページでは上記で紹介した事例も含め76件の自然災害伝承碑の活用事例（令和6年3月時点）を掲載しています。

(https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_utilization.html)

4-2. 適切な自然災害伝承碑情報の活用を支援するコンテンツ

4-2-1. 自然災害伝承碑データ

自然災害伝承碑の利活用促進のために、GeoJSON形式、CSV形式の自然災害伝承碑データの提供を国土地理院ホームページ上で行っています。

(https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_datainfo.html)

また、ダウンロードしたデータから、オリジナルの地図や図表を作成する方法を、国土地理院ホームページ上で紹介しています。自然災害伝承碑データを用いて様々な情報を重ね合わせ、自らオリジナルの資料を作成することによって、地域住民が実感を持って災害や防災について考えるきっかけとなることを期待しています。

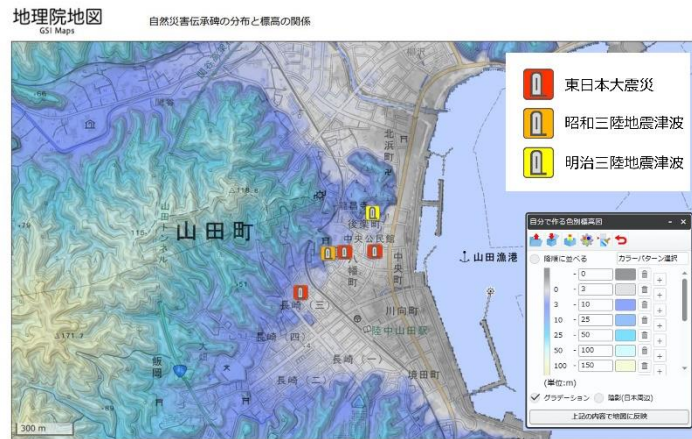


図9 オリジナル自然災害伝承碑マップの例

4-2-2. 自然災害伝承碑から災害リスクを考えるポイント

自然災害伝承碑情報は、単独の情報としてだけでなく、ハザードマップ等の災害リスクを表すほかの情報と合わせて利用することが重要です。国土地理院ホームページの「自然災害伝承碑から災害リスクを考えるポイント」(https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_risk.html)では、地域の災害リスクについて自然災害伝承碑を使って読み取る際に注意すべきポイントをまとめています。自然災害伝承碑情報を使って何ができるのか、何を判断できないのかを学べるコンテンツとなっていますので、自然災害伝承碑の活用を進めるにあたってぜひご参照ください。

【自然災害伝承碑の申請・掲載に関する問い合わせ先】 ※申請書類一式の入手先

管轄：北海道

●国土地理院 北海道地方測量部

連絡先 011-709-2311（代表） e-mail：gsi-densyou-ho01@gxb.mlit.go.jp

管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

●国土地理院 東北地方測量部

連絡先 022-295-8611（代表） e-mail：gsi-to+2-denshou@gxb.mlit.go.jp

管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

●国土地理院 関東地方測量部 防災課

連絡先 03-5213-2054（直通） e-mail：gsi-denshou+kan10@gxb.mlit.go.jp

管轄：新潟県、富山県、石川県、福井県

●国土地理院 北陸地方測量部

連絡先 076-441-0888（代表） e-mail：gsi-hr2pt_o@gxb.mlit.go.jp

管轄：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

●国土地理院 中部地方測量部

連絡先 052-961-5638（代表） e-mail：gsi-bosai-05-cb@gxb.mlit.go.jp

管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

●国土地理院 近畿地方測量部

連絡先 06-6941-4507（代表） e-mail：gsi-denshou-06-kk@gxb.mlit.go.jp

管轄：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

●国土地理院 中国地方測量部

連絡先 082-221-9743（代表） e-mail：gsi-cg7-denshou@gxb.mlit.go.jp

管轄：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

●国土地理院 四国地方測量部

連絡先 087-811-1900（代表） e-mail：gsi-bosai-08-si@gxb.mlit.go.jp

管轄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

●国土地理院 九州地方測量部

連絡先 092-411-7881 (代表) e-mail: gsi-densyou-9@gxb.mlit.go.jp

管轄：沖縄県

●国土地理院 沖縄支所

連絡先 098-855-2595 (代表) e-mail: gsi-bosai-10-ok@gxb.mlit.go.jp

【自然災害伝承碑の取組全般についてのお問合せ先】

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土地理院 応用地理部 環境地理情報企画官

連絡先 029-864-6269 (直通) e-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp

初版	平成 31 年 3 月
第 2 版	令和 3 年 3 月
第 3 版	令和 3 年 10 月
第 4 版	令和 4 年 3 月
第 5 版	令和 5 年 3 月
第 6 版	令和 6 年 3 月